

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

株式会社エフティグループ
株式会社F Tコミュニケーションズ

2025年12月19日

吸収分割に係る事前開示書類

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
株式会社エフティグループ
代表取締役 小林 亮二

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
株式会社F Tコミュニケーションズ
代表取締役 風間 芳樹

株式会社エフティグループ（以下、「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割会社の完全子会社である株式会社F Tコミュニケーションズ（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025年12月10日付吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2026年2月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営む事業（詳細は別紙1記載のとおり。）に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号イ）

本吸収分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対し、本件承継権利義務の対価として株式、金銭、その他の財産の交付を行いません。本吸収分割は完全親子会社間で行われるものであり、吸収分割承継会社の発行済株式の全部を吸収分割会社が保有していることから、吸収分割会社の株主の経済的利益に変動は生じないため、本件対

価を交付しないことは相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

① 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

吸収分割会社は金融商品取引法に基づく有価証券報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等は、金融商品取引法に基づく電子開示システム（E D I N E T）又は同社ウェブサイトに掲載の有価証券報告書により開示しております。なお、当該有価証券報告書は本店に備え置いております。

② 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

吸収分割承継会社の最終事業年度における貸借対照表の内容は別紙2のとおりです。

(2) 臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ及び第192条第4号ロ）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社において、臨時計算書類を作成すべき事由は生じておりません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号及び第192条第5号）

該当事項はありません。

5. 本効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、本吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される吸収分割会社及び吸収分割承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収

分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

6. 備置開始日後、吸収分割が効力を生ずる日までの間に重要な事項に変更が生じたときにおける取り扱い（会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号）

本書類の備置開始日は2025年12月19日です。備置開始日後、本吸収分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします

以上



吸収分割契約書

株式会社エフティグループ（以下、「甲」という。）と株式会社F Tコミュニケーションズ（以下、「乙」という。）とは、甲の本件事業（第2条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）に関し、2025年12月10日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件吸収分割をする会社の商号及び住所）

本件吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社エフティグループ

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社F Tコミュニケーションズ

住所：東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第8条に定義する。以下同じ。）において営む以下に規定する事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

甲のLEDの販売、レンタルサービスおよび仕入に関する事業、並びに「カギカン」「ジョブカン」「KANNA」および複合機カウンターサービス等の月額請求方式に関する事業。但し、NTTグループ各社との取引を含むもの、並びに甲のフランチャイズ加盟店および委託店との取引を含むものは除く。

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業のみに関する権利義務（帳簿価額を時価としている場合のその価額に対応する評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金を含む。）の額を含むがこれに限られない。）は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。

2. 甲から乙への債務の承継は、全て免責的債務引受の方法によるものとする。なお、本契約において承継対象権利義務に含まれるものとされている債務が、会社法の規定に基づき甲と乙の連帯債務とされた場合の最終的な責任については、乙がその全額を負担するものとする。

3. 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本件吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触する場合その他甲又は乙に著しい不利益が発生する場合は、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象義務から除外することができる。
4. 承継対象権利義務のうち、資産及び負債については、2025年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎として、これに効力発生日までの増減を調整して確定する。

第4条 (本件吸収分割に際して交付する財産)

乙は、本件吸収分割に際し、甲に、乙の株式、金銭その他の財産を交付しないものとする。

第5条 (本件吸収分割に際して交付する新株予約権に関する事項)

乙は、本件吸収分割に際し、甲の新株予約権者に、甲の新株予約権に代わり乙の新株予約権を交付しないものとする。

第6条 (乙の資本金及び準備金の額)

本件吸収分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 増加すべき資本金の額 | 金0円 |
| (2) (1) 以外の資本準備金その他の増加額 | 会社計算規則に従い、乙が定める。 |

第7条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を経ないで本件吸収分割を行う。
2. 乙は、本契約につき株主総会の承認を得るものとする。

第8条 (効力発生日)

本件吸収分割が効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という。)は、2026年2月1日とする。但し、本件吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第9条 (会社財産の管理等)

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日(同日を含む。)までの間において善良な管理者としての注意をもって本件事業に係る事業を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条 (競業避止義務)

甲は、本件事業に関し、乙に対し、競業避止義務を負わないものとする。

第11条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じたときその他本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本件吸収分割の実施に必要な株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第13条（協議条項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

以上、本契約締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

2025年12月10日

甲：東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

株式会社エフティグループ

代表取締役 小林 亮二



乙：東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

株式会社FTコミュニケーションズ

代表取締役 風間 芳樹



別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

本件吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、本件事業のみに属する以下の資産とする。

(1) 流動資産

本件事業に係る現金及び預金、たな卸資産、前払費用、その他流動資産のうち、甲から乙への承継が法律上可能であるものの一切

なお、売掛金、未収入金は承継対象に含めない。但し、レンタルサービスにおいて客先に対する工事売上に起因して発生したものと及び LED の割賦販売に起因して発生した売掛金（所謂リース債権）は承継対象に含めるものとする。

(2) 固定資産

本件事業に係るレンタル資産をはじめとする固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。但し、事務所設備や備品等の管理用資産、関係会社株式を除くものとする。なお、甲が保有する株式会社東名の保有株式は承継対象資産に含めるものとする。

2. 負債

本件吸収分割により、乙が甲から承継する負債は、本件事業のみに属する負債のうち、法令上承継可能なもの（株式会社東名の保有株式の評価差額にかかる繰延税金負債は承継対象に含む。また、簿外債務、偶発債務その他具体的に認識されていない債務を含む。なお、疑義を避けるために、販売に関連する契約に基づき効力発生日までに発生した債務は、当該契約が本件吸収分割により承継されるか否かにかかわらず、全て承継対象権利義務に含まれる。）とする。但し、買掛金・未払金は承継対象に含めない。

3. 雇用契約を除く契約

本件吸収分割により、雇用契約を除く、本件事業のみに属する売買に関する契約、業務委託に関する契約、リース契約、その他一切の契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、乙が甲から承継する。また、甲の本件事業とそれ以外の両方に関わる契約については、当該契約上の地位は乙に承継されず、本件事業のみに属する権利義務についてのみ承継する。

4. 雇用契約

本件吸収分割により、本件事業に従事する甲の従業員に係る雇用契約及びこれに付随する権利義務は、甲から乙に一切承継されない（なお、本件事業に主として従事する甲の従業員は、効力発生日に甲から乙に出向することを基本とするものとする。）。

5. 許認可

本件吸収分割により、乙が甲から承継する許認可は、本件事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なものとする。

以上



貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
[流動資産]	2,539,415,817	[流動負債]	697,090,038
現金及び預金	1,713,492,623	買掛金	225,718,892
売掛金	590,158,454	未払金	150,829,475
未収入金	206,609,121	前受金	198,699
前払費用	42,503,820	未払法人税等	294,755,000
立替金	21,285	未払消費税	25,587,972
貸倒引当金	△ 13,369,486		
[固定資産]	2,722,665,149	負債合計	697,090,038
(有形固定資産)	23	【純資産の部】	
レンタル資産	252,516	株主資本	4,564,990,928
減価償却累計額	△ 252,493	資本金	10,000,000
(投資その他の資産)	2,722,665,126	資本剰余金	2,560,000,000
長期貸付金	2,677,503,310	その他資本剰余金	2,560,000,000
長期前払費用	13,550,555	利益剰余金	1,994,990,928
繰延税金資産	31,611,261	利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	1,992,490,928
		繰越利益剰余金	1,992,490,928
		純資産合計	4,564,990,928
資産合計	5,262,080,966	負債及び純資産合計	5,262,080,966